

埼玉県地域保健医療計画（第7次）中間見直し時における「圏域別取組」対応指針【概要】

資料5-1

1. 圏域別取組の中間見直しの内容

ア 埼玉県地域保健医療計画（第7次）中間見直しに基づく見直し

- 現在の各圏域における圏域別取組について、地域保健医療計画の中間見直し（案）に対応して見直す必要がある箇所についての見直し

イ 新型コロナウイルス感染症対策

- 平時からの医療機関や市町村といった関係機関との連携構築について取組を追加することや、「保健・医療提供体制確保計画」の内容を踏まえた見直し

ウ その他

- 計画策定時からの情勢の変化等に伴う、新たな内容の追加等

2. 今後のスケジュール

令和3年11月

「圏域別取組」対応指針の策定（保健医療部長）

11月～令和4年3月

協議会事務局機関及び各圏域内保健所による検討
計画中間見直し案などを踏まえ、圏域別取組中間見直し案の協議
必要に応じ、市町村や関係機関等を交え検討

3月

埼玉県地域保健医療計画（第7次）中間見直し公表
圏域別取組中間見直し決定（協議会事務局機関の長）
その後保健医療部長へ報告（協議会事務局機関の長→保健医療部長）